

全国一斉

旧優生保護法相談会

旧優生保護法下において、不妊手術や人工妊娠中絶を受けた被害者や、
そのご家族、知人、福祉関係者や医療関係者の方を対象に、電話相談を実施
します。相談料無料・予約不要です。「旧優生保護法による手術だったのかわからない」「一時金を請求したい」「家族（知人）が被害者かもしれない」
など、お気軽にご相談ください。

日時 2024年 **7** 月 **16** 日（火）
10時～16時



0570-07-0016

- ・ナビダイヤルでお近くの弁護士会につながります。
- ・10時～12時は長崎県弁護士会の弁護士が担当します（回線がふさがっているときは他県の弁護士会につながります）。
- ・12時～16時は他県の弁護士会につながります。
- ・通話料金がかかります。050IP 電話からはご利用いただけません。
- ・予約不要です。

主催：長崎県弁護士会・日本弁護士連合会

 **長崎県弁護士会**
Nagasaki Bar Association

お問合せ：長崎県弁護士会 電話095-824-3903

【個人情報の取扱について】御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の個人情報保護方針に従い厳重に管理します。提供いただく情報の中には、要配慮個人情報を含みますので、予め同意の上御相談ください。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。